

就職氷河期世代を対象にした 職場実習・体験の受け入れにご協力ください

- この「職場実習・体験」は、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。
- 事業主の皆さま、職場実習・体験の受け入れにご協力をお願いします。

職場実習・体験の内容

事業所の職員の方が、実際に従事している業務の一部または全体を体験・見学できるような内容としていただきます。

受け入れの流れと手続き

1 「受入条件票」の作成・提出

職場実習・体験の内容や受け入れ条件を様式に記入いただきます。

4 職場実習・体験の実施

必要に応じて、労働局やハローワークの担当者がサポートします。

2 希望者情報の受け取り

貴社での職場実習・体験を希望する方の情報をハローワークからお送りします。

5 「実施結果報告書」の作成・提出

職場実習・体験終了後、実施結果報告書を作成・提出いただきます。

3 実施計画書の作成・提出

受け入れを承諾いただける場合、実施計画書を作成・提出いただきます。

6 謝金の受け取り

受け入れ人数1人当たり1日2千円（最大10日分）の謝金を労働局よりお支払いします。

お問い合わせ・連絡先

宮城労働局職業安定部職業安定課
就職氷河期世代職場実習・体験担当 TEL 022(299)8061

※氷河期世代は、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指しますが、本事業は、おおむね35歳以上55歳未満の方を対象にします。
※本事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて職場体験を積んでいただくためのものです。実習終了後に受け入れ先事業所に雇用義務が生じるものではありません。

就職氷河期世代職場実習・体験に係る留意事項

〈事業の概要〉

(1) 実習等の内容・目的

就職氷河期世代職場実習・体験（以下「職場実習等」といいます。）の内容は、受入事業所の職員が実際に従事している業務の一部又は全体を体験・見学できるものとしていただき、就職氷河期世代の方々が業種に対する理解を深めることができることを目的とします。ただし、危険が伴わない内容となるようご留意下さい。

なお、職場実習等の受け入れ後に対象者を雇用する義務はございません。

(2) 職場実習等対象者

職場実習等の対象者は、ハローワークを利用する就職氷河期世代（概ね 35 歳～55 歳未満）のうち、正社員での就職を希望しているものの非正規雇用などの不安定な就労状態にある方や、企業での就業経験等が不足している方、離職から期間が経過している方等であり、労働局又はハローワークが職場実習等を実施することが適当と認めた方といたします。

(3) 受入事業所

受入事業所において、以下の①～③を満たしていることをご確認ください。

- ① 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。
- ② 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する安全、衛生やその他の作業条件が整備されていること。
- ③ 職場実習等を行う事業所の従業員の中から、対象者が実習等の際に従事する業務に精通している職場実習等の担当者を選任し、対象者の作業指導を行うことが可能であること。

(4) 実施日数・時間

実施日数は、3 日から 2 週間程度を目安としますが、それ以上の日数を設定いただくことも可能です。1 日あたりの実施時間は 3 時間以上を目安とし、事業所の所定労働時間を超えない範囲内で設定してください。

(5) 謝金

職場実習等の受入にご協力いただいた場合、受入れをした対象者 1 人当たりにつき、最大で 20,000 円を労働局からお支払いします（実施日数が 10 日以下の場合は、20,000 円×実施日数÷10 日で計算。）。

(6) 損害賠償等

対象者が職場実習等受入事業所に損害を与えた場合、労働局又はハローワークの指導に重大な過失がない限り、労働局又はハローワークは一切の責任を負わないものといたします。

なお、対象者は、労働局を通じて、職場実習等実施期間中及び通所途上に本人が事故等により怪我をした場合に備えて、傷害保険に加入します。

(7) 職場実習等に係る経費について

職場実習等に係る消耗品や材料などの諸経費は、職場実習等受入事業所の負担となります。

宮城労働局職業安定部職業安定課
就職氷河期世代職場実習・体験担当
〒983-8585
仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第 4 合同庁舎
Tel: 022-299-8061
Fax: 022-299-8064